

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第 8 条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

フリガナ 氏名 (姓、名)	シモムラ コウヘイ 下村 晃平	授与番号 甲 1765 号
学位の種類	博士(社会学)	授与年月日 2024年 3月 31日
学位授与の要件	本学学位規程第 18 条第 1 項該当者 [学位規則第 4 条第 1 項]	
博士論文の題名	ネオリベラリズム概念の変遷に関する知識社会学的研究	
審査委員	(主査) 加藤 雅俊 (立命館大学産業社会学部准教授)	日暮 雅夫 (立命館大学産業社会学部特別任用教授)
	市井 吉興 (立命館大学産業社会学部教授)	山下 範久 (立命館大学グローバル教養学部教授)
論文の要旨	<p>本論文は、ネオリベラリズムという用語が各時代の知識人によってどのように用いられてきたのか、そしてそれはどのように変化してきたのかを、知識人がおかれた社会的・学術的文脈に注目して分析するものである。この作業を通じて、本論文は、現在、混乱した用いられた方をしているネオリベラリズムという概念を整理し、今後のネオリベラリズムに関する学術研究および社会的議論の基礎を提供するものである。</p> <p>ネオリベラリズムという用語は、現代社会の特徴を捉える用語として人口に膾炙しており、様々な社会現象を批判的に記述する際に用いられている一方で、実体のない空疎な概念であり、学術的分析には役立たないとする議論もある。また、歴史を振り返ってみると、過去には自らの理論的・思想的立場を「ネオリベラリズム」と整理する知識人がいた一方で、現在ではそのように自称する知識人はほとんどいない。このように、ネオリベラリズムという概念は、論者や時代によって、多様な意味および意図を持って用いられており、そこには大きな差異が存在する。言い換えれば、学術的にも社会的にも重要な用語であるにもかかわらず、ネオリベラリズムという概念は十分な整理がなされておらず、一定の観点からの整理が求められていると言える。本論文は、これらの状況をふまえて、ネオリベラリズムという用語が実際にどのように用いられてきたのかに関して、1930 年代から現在に至る約 100 年間を対象に、知識人が遺した著作、論文、会議資料、新聞・雑誌の記事などの一次資料や、知識人が依拠した社会的・学術的なネットワークに注目して分析していく。</p> <p>まず「序章」において、ネオリベラリズムという用語をめぐる論点として、「自称の問題系：ネオリベラルとされる人びとは使用しないこと」、「他称の問題系：あらゆる対象に「濫用」されていること」を析出し、本論文の分析視座として、「思想の生産・流通・受容の過程に注目する知識社会学」および「単語の歴史アプローチ」を提出する。前者は、従来の知識社会学とは異なり、知識人の思想内容およびその影響のみに注目するのではなく、知識人をとりまく人的ネットワークや制度的基盤にも注目する研究潮流である。後者は、用語の使用者の属性を問うことなく、その用語の使用例の変遷を通史的に分析する立場である。本論文では、第一章から第三章において「自称の問題系」が検討され、第二次世界大戦前後にネオリベラリズムという用語を用いた知識人は、どのような意図を持ってそれを利用し、なぜ使用しなくなったのかが分析される。第四章と第五章では「他称の問題系」が検討され、ネオリベラリズムはどのように批判的用語として用いられるようになったのか、そしてネオリベラリズムが現代社会の諸特徴を批判的に捉える用語であることを前提に多領域で蓄積されてきたネオリベラリズム研究に共通性はあるのかが分析される。</p> <p>「第一章 ネオリベラリズム前史」では、ネオリベラリズムという用語が登場する 19 世紀末から 1938 年のリップマン・シンポジウムまでの期間が分析される。ここでは、戦間期におけるリベラリズムの危機への思想的対応としてネオリベラリズムが生まれ(リベラリズムの刷新としてのネオリベラリズム)、この段階では、市場原理主義的な立場だけでなく(英米学派)、市場の競争的秩序を政治的に救済することを追求する立場(ドイツ学派)、一定の再分配政策を重視する立場(フランス学派)など多様な考え方(複数のネオリベラリズム)が存在したことが明らかにされる。</p>	

	<p>「第二章 ネオリベラリズムの制度的・知的展開」では、先行研究においてネオリベラリズムの思想的起源とみなされてきたモンペルラン協会の設立から第二次世界大戦後の展開が分析される。ここでは、前章で明らかにされたリベラリズムの刷新を求める思想的運動であったネオリベラリズムが、モンペルラン協会設立を経て英米学派に収斂し、最終的には自らを表現する用語として用いられなくなったことが指摘される。すなわち、フランス学派は世代交代および学派形成に失敗し、ドイツ学派は英米学派との対抗のなかで「オールドリベラリズム」や「社会的市場経済」など別の用語を用いて自らを表現するようになった。その一方で、ネオリベラリズムの中心となった英米学派は、冷戦の激化および福祉国家化の進展という文脈において、リベラリズムとの差異化よりも連続性を強調する必要に迫られ、自称としてネオリベラリズムを用いることをやめたのである。</p> <p>「第三章 ネオリベラルたちはなぜその言葉を使用しなくなったのか？」では、ネオリベラリズムの代表的な理論家とされるフリードリッヒ・ハイエクに注目して、彼が自称としてこの用語を用いることをやめた経緯が詳細に分析される。ハイエクは、当初、リベラリズムの刷新というプロジェクトを実現するための制度構築と歴史的正当性の確立に尽力する過程で、自らの主張をネオリベラリズムと表現していたが、1950年代の企業独占に対する評価の差異から、ネオリベラリズムという用語を、ドイツ学派を指示するものとして用いるようになるのである。言い換えれば、ハイエクは、ドイツ学派との差異化の過程で、ネオリベラリズムを自称として用いることをやめるのである。</p> <p>「第四章 ネオリベラリズムの時代」では、1970年代末から1990年代までの用語法が検討される。ここでは、ネオリベラリズムは、1980年代には保守政権の経済政策やイデオロギーを指す用語として用いられていたが、1990年代に入り、中道左派政権においても保守政権と同様の経済政策が採用され、また国際機関を通じて、同様の経済政策が発展途上国へと波及するなかで、市場原理主義的な国内・国際経済秩序を批判的に捉える言葉として定着していったことが明らかにされる。</p> <p>「第五章 ネオリベラリズム研究の成立」では、2010年代に確立したネオリベラリズム・スタディーズの特徴が批判的に整理される。ここでは二つの英語ハンドブック (<i>The Handbook of Neoliberalism</i> および <i>The SAGE Handbook of Neoliberalism</i>) の分析を行い、雑多に見えるネオリベラリズム・スタディーズがマルクス派、フーコー派、経済思想史、経済地理学という四つの主要なアプローチから構成されていることが明らかにされる。さらに、これらの四つのアプローチは、異なる問題意識を持ち、異なる事象に対してネオリベラリズムという用語を用いる一方で、ネオリベラリズムを「プロジェクト」として捉えるという共通点を有していること、さらに、ネオリベラリズムの脱自然化（ネオリベラリズムが主体的な行為によって創られたこと）と新規性（自由放任主義や市場原理主義への回帰ではないこと）を強調する点で共通性があることが確認される。</p> <p>「終章」では、本論文で行われた作業の振り返りが行われた上で、本論文の意義が①ネオリベラリズム概念の変遷の分析を通じて、今後のネオリベラリズムをめぐる学術研究や社会的議論の基礎・土台を提供した点、②政治・社会思想に対する知識社会学的研究の重要性を確認した点にあることが指摘される。</p> <p>以上のように、本論文は、約100年間にわたるネオリベラリズムという用語の使用法の変遷を丁寧に解きほぐすことによって、この用語を取り巻く現在の混乱した状況がいかにして生まれてきたのかを明らかにするものである。</p>
<p>論文審査の結果の要旨</p>	<p>審査委員会は、ネオリベラリズム概念が混乱した形で用いられている現状を前提に、「自称の問題系」と「他称の問題系」という論点を設定した上で、知識人が遺した一次資料や知識人を取り巻く社会的・学術的文脈に依拠しながら、約100年間にわたるネオリベラリズムという用語の使用法の変遷を丁寧にたどることによって、以下の発見をなした点で、日本におけるネオリベラリズム研究の水準を大きく高めるものとして、本論文を高く評価した。</p> <p>すなわち、第一に、ネオリベラリズムは、戦間期のリベラリズムの危機に対する思想的応答として生まれ、リベラリズムの再興という共通点を持ちながらも多様な学派が存在する思想的運動として成立していたこと、第二に、第二次世界大戦後には、ドイツ学派とフランス学派がこの思想的運動から離脱し、英米学派へと収斂していったこと、第三に、この過程で、英米学派は、自らの正当性を示すために、リベラリズムとの連続性を意識し、それを強調する過程で、リベラリズムとの差異を含意する「ネオリベラリズム」という用語を用いなくなったこと、第四に、1980年代になると、サッチャーをはじめとした新保守主義政権の特徴を捉える用語として限定的に用いられていたネオリベラリズム概念が、1990年代以降は、中道左派政権における実践や国際機関を通じた発展途上国への波及という状況をふまえて、市場原理主義的な経済秩序を捉えるための批判的な用語として広く用いられるようになったこと、第五に、2000年代以降になると、ネオリベラリズムに関する研究が急速に蓄積され、ネオリベラリズム・スタディーズと呼ばれる研究群が生まれ</p>

	<p>たが、雑多に見えるこの研究群のなかには大きく四つの潮流（マルクス派、フーコー派、経済思想史、経済地理学）があること、第六に、これらの四つの潮流は、問題意識、理論的背景、分析方法・アプローチなどは異なるものの、ネオリベラリズムを「プロジェクト」として捉える点で共通していることである。客観的な証拠に基づいた通時的な分析に基づくこれらの発見は、ネオリベラリズムという概念の文脈依存性や動態性を示しており、本論文は、この用語が混乱した形で用いられている現状に対して、歴史的観点からの整理図を与えるものであり、今後のネオリベラリズム研究の重要な基礎を提供するものである。</p> <p>加えて、本論文は、①ネオリベラリズムをリベラリズムとの関係に注目して捉える点で、「リベラリズムの変遷」という現代社会分析としても読めること、②理論・思想内容に注目してきた従来のハイエク研究に対して、彼がネオリベラリズムという用語を用いた文脈と意図を明らかにすることで、理論家・思想家だけでなく、運動家でもあったという新たな一面を提示したこと、③ネオリベラリズムを事例に、「思想の生産・流通・受容」に注目する新しい知識社会学の有効性を示した点で、思想史研究の新たな方向性を示した点でも評価できる。</p> <p>その一方で、審査委員会は、本論文に以下のような課題が残されていることを確認した。第一に、「新しい知識社会学」や「単語の歴史アプローチ」といった本論文が依拠する分析視座と、「系譜学」や「ケンブリッジ学派の政治思想分析」といった他の潮流・アプローチとの差異が明示的に示されないなど、分析視座の理論的位置づけが不十分であること、第二に、提示された分析視座が事例分析部分において十分に活用されていないこと、第三に、第五章におけるネオリベラリズム・スタディーズの諸学説の網羅的な批判的整理が、「新しい知識社会学」や「単語の歴史アプローチ」において捉えられた「ネオリベラリズム」分析と方法論的に十分接合されていないことである。</p> <p>これらの諸点に関して公聴会において質問がなされたが、申請者からは、これらの点が本論文に残された課題であることを自覚していること、そして博士論文を出版する際にはきちんと応答したい旨が述べられ、現段階での暫定的な回答が説得的に述べられた。</p> <p>以上のように、本論文には上記の課題が残されている（出版の際に応答すべき課題であることは十分自覚されており、今後の方向性は公聴会において説得的に示された）一方で、予備審査の際に指摘された諸課題に対して一定の回答がなされていること、そして上記のように、日本におけるネオリベラリズム研究の水準を大きく引き上げる多数の発見をなしていること、またネオリベラリズム研究としてのみならず、他領域にも広がる理論的・経験的な貢献をなしている点で、博士論文として高く評価できる。上記のように、審査委員会は、論文審査および公聴会を通じて、本論文が博士学位を授与するに相応しい水準に達しているという判断で一致した。</p>
<p>試験 または 学力 確認 の 結果 の 要 旨</p>	<p>本論文の公聴会は、2024年1月19日（金）13時～14時30分まで、衣笠キャンパス以学館1階産業社会学部大会議室での対面ならびにZoomによるオンラインにより行われた。</p> <p>申請者は、2016年4月に本学の社会学研究科博士課程前期課程に進学し、18年3月に修了した後、18年4月に本学の社会学研究科博士後期課程に進学し、現在に至っている。</p> <p>本論文に関する研究業績として、『年報カルチュラル・スタディーズ』や『ソシオロジ』をはじめとする査読付き邦文ジャーナル6本（2024年3月刊行予定の論文を含む）、書評論文1本を発信していることに加え、国内学会・研究会（関西社会学会、Cultural Typhoon、進化経済学会など）での研究報告を7回、国際研究集会（International Postgraduate and Academic Conference など）における英語での報告も3回経験している。以上のことから、申請者が本論文に関連する領域について十分な専門的知見を有していることに加え、外国語運用能力を有していることが確認できる。</p> <p>論文審査および公聴会の質疑応答に加え、申請者の経歴ならびに業績の評価により、申請者が十分な知識と学識を有していること、そして外国語運用能力においても十分な能力を備えていることを確認した。したがって、本学学位規程第18条第1項に基づいて、博士（社会学 立命館大学）の学位を授与することが適当であると判断する。</p>